

2019年度商法・解答例

第1 問1 (以下、条文数のみは会社法)

1 「取締役会を招集する者は…各取締役…に対してその通知を発しなければならない」(368条1項)ところ、本件取締役会の開催にあたっては、Xに「通知」が発せられていないという瑕疵があるため、これにより、本件取締役会決議は無効とならないか。

(1) 株式会社の取締役会は、全員による意見の交換と討議を通じて会社の業務執行の意思決定をさせ、また、その執行を監督させようとする制度である。そのため、取締役会の開催にあたっては、取締役の全員に対して出席の機会が保障されなければならず、一部の者にでも招集の通知を欠くときは、合議機関による決議の成立過程における重要な瑕疵として、原則として無効である。株主総会決議の瑕疵と異なり(830条、831条参照)、取締役会決議について法が特別の定めを設けていないのも、取締役会決議に瑕疵があった場合には、一律に原則無効とする趣旨である。

しかし、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、決議を無効としてやり直しを求めるべきではないから、有効になると解する。

(2) これを本件についてみると、Y社の取締役はA、B、C及びXの4名であるところ、本件取締役会決議は、B及びCによる賛成の議決権行使により可決されたものである(新株発行を受けるAは「特別の利害関係を有する取締役」にあたり、「議決に加」わらなかつたものと考えられる(369条2項))。そうすると、仮にXが本件取締役会に出席しても、3分の2の賛成の議決権行使によりやはり本件取締役会決議が可決されるから、上記の特段の事情があるに思える。

しかし、XはY社の発行済株式総数5000株のうち1500株(30%)を有する大株主であるから、その発言力や影響力が小さかったとは考えられず、Xとの意見の交換と討議を通じてBやCが意見を変える可能性がないとはいえない。そして、B又はCのいずれか1名でも反対の議決権を行使すれば、逆に3分の2の反対の議決権行使により、本件取締役会決議は否決されるから、上記特段の事情があるとはいえない。

以上より、本件取締役会決議は無効である。

●最判昭 44.12.2 【会
社法百選 65】

- 2 また、本件新株発行は、「取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき」(356条1項2号)にあたり、Aは「取締役会」において「当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない」(365条1項、356条1項柱書)にもかかわらず、これを欠くため、これにより、本件取締役会決議は無効とならないか。
- (1) まず、実質的な利益相反取引は間接取引（同項3号）として捕捉すれば良いから、「ために」（同項2号）とは、名義の意味であると解する。Aは、自己の名義で本件新株発行を受けるから、「取締役が自己…のために株式会社と取引をしようとするとき」にあたる。
- (2) よって、Aは、「当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない」ところ、本条の趣旨は、承認の可否を判断する前提となる情報を与える点にあるから、「重要な事実」とは、当該取引が会社に与える影響を判断するために必要な事実を指すと解すべきである。しかし、Aは、本件取締役会において、かかる事実を全く開示していないから、「当該取引につき重要な事実を開示し」たとはいえない。
- (3) そこで、「重要な事実」の「開示」を欠く「承認」の効力が問題となるも、上記の本条の趣旨に鑑みれば、「承認」の判断の前提が欠けている以上、無効と解すべきである。
- (4) 以上より、かかる観点からも、本件取締役会決議は無効である。

第2 問2

- 1 Xは、「株式会社の成立後における株式の発行」の「無効…を…主張する」「訴え」(828条1項2号)を提起して、本件新株発行の無効を主張したいと考えている。
- 2 まず、本件新株発行がなされたのは2018年6月8日であるところ、現時点は2018年8月中旬であるから、「株式の発行の効力が生じた日から6箇月以内」（同号）である。また、Xは、Y社の株主かつ取締役であるで、「株主等」（同条2項2号）にあたる。よって、訴訟要件を満たす。
- 3 次に、Xは、本件新株発行の無効原因として、①「公開会社」であるY社における募集事項の決定は「取締役会」の「決議」によらなければならないところ（201条1項、199条2項）、本件取締役会決議は無効であるた

●伊藤靖史ほか「会社法〔第4版〕」222頁、田中亘「会社法〔第2版〕」244頁参照

め、これを欠くこと、②本件新株発行に関して、株主への「通知」及び「公告」(201条3項、4項)を欠くこと、③本件新株発行が「著しく不公正な方法により行われる場合」(210条2号)にあたることを主張することが考えられる。

もっとも、本条には、新株発行の無効原因が法定されていないため、新株発行の無効原因をどのように考えるべきか問題となる。募集株式の発行は利害関係人が多数発生するから、その効力については法的安定性を重視すべきである。のみならず、取引的行為の色彩が強いから、取引の安全を可及的に保障すべきである。したがって、無効原因は重大な法令・定款違反の場合に限ると考える。では、上記①乃至③は重大な法令・定款違反にあたるか。

(1) まず、①については、重大な法令・定款違反にはあたらないと解する。

内部手続にすぎないため、利害関係人の保護が優先されるべきだからである。

(2) 次に、②については、「通知」及び「公告」のいずれもなさなかった場合、新株発行の差止請求権(210条)を行使する機会が奪われるから、原則として重大な法令・定款違反にあたると解すべきである。もっとも、差止事由(同条各号)がない場合は、株主の利益を害することにはならないから、重大な法令・定款違反にはならないとすべきである。

これを本件についてみると、上記のとおり、「公開会社」であるY社における募集事項の決定は「取締役会」の「決議」によらなければならぬところ、本件取締役会決議は無効であるため、これを欠き、「株式の発行…が法令…に違反する」(同条1号)という、差止事由がある。

したがって、②については、重大な法令・定款違反にあたる。

(3) 次に、③については、まず、本件新株発行が「著しく不公正な方法により行われる場合」にあたるかが問題となるも、募集株式の発行は資金調達のために行われるものであるから、特定株主の持株比率を低下させる等の目的が資金調達等の他の目的に優越し、それが主要目的といえる場合には、「著しく不公正な方法により行われる場合」にあたると解する。確かに、Aは、自己の持株も増やしたいと考えているものの、Y社は、東南アジア等の新興国での売上を急速に伸ばしており、今後、新興国での需要は

●最判昭 36.3.31

●最判平 9.1.28 【会社法百選 27】

●東京地決平元.7.25,
東京高決平 16.8.4
【会社法百選 98】等

さらに拡大することが予想されているため、Aは、Y社の新工場の建設資金を調達するために本件新株発行を行うこととしたものであり、その主要目的は、資金調達にあるといえる。したがって、本件新株発行は、「著しく不公正な方法により行われる場合」にあたらない。

また、仮に、本件新株発行が「著しく不公正な方法により行われる場合」にあたるとしても、そのことは重大な法令・定款違反とはならない。株主は事前に差止めの機会が与えられていることに加え、公開会社における募集株式の発行は業務執行行為に準じるものと考えられるから、著しく不公正な方法によることも内部事情にすぎないとみるべきであるし、公開会社においては、持株比率の維持よりも、利害関係人の保護により重点を置いて考えるべきだからである。

したがって、③については、重大な法令・定款違反にはあたらない。

(4) よって、①及び③については、無効原因にあたらないが、②は無効原因にあたる。

4 以上より、②の限度で、Xの主張は認められる。

以 上

●最判平 6.7.14 【会社法百選 102】

●最判平 24.4.24 【会社法百選 29】参照